
大阪市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

令和4年11月

大 阪 市

= 目 次 =

はじめに	2
第1章 計画の目的と基本方針等	4
1 目的	4
2 基本方針	4
3 計画期間	4
4 計画の対象	4
5 他の計画との関係	4
第2章 PCB廃棄物及び使用製品の現状と処分見込量	5
1 保管の状況	5
2 所有の状況	6
3 処分見込量	8
第3章 PCB廃棄物処理体制の確保	9
1 高濃度PCB廃棄物の処理体制	9
2 低濃度PCB廃棄物の処理体制	9
第4章 PCB廃棄物及び使用製品の確実かつ適正な処理の推進	10
1 行政の役割	10
(1) PCB廃棄物及び使用製品の掘り起こし	10
(2) PCB廃棄物処理までの間の適正保管及び早期処理の指導	10
(3) PCB廃棄物の収集運搬体制の確保	11
(4) 市民及び事業者の理解を深めるための方策	11
2 PCB廃棄物の保管事業者、PCB使用製品の所有事業者、収集運搬業者等及び処分業者等の役割	11
(1) 保管事業者及び所有事業者の役割	11
(2) 収集運搬業者等の役割	11
(3) 処分業者等の役割	12
3 JESCO大阪PCB処理事業所におけるPCB廃棄物の適正処理の推進	12
(1) 処理施設の安全性の確保	12
(2) 処理施設的环境監視	12
(3) 収集運搬の体制	13
(4) 情報の公開	13
(5) 関係地方公共団体との連携	13
4 関係者における連携・協力	14

はじめに

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、電気絶縁性に優れ、不燃性で燃えにくく、化学的に安定しているなどの性質を有する物質であることから、変圧器やコンデンサーといった電気機器の絶縁油、熱媒体、感圧複写紙など、幅広い用途に使用された。

しかし、昭和43年、熱媒体として使用されたPCBが製造過程で食用油に混入し、その食用油を摂取した人々に健康被害を発生させたカネミ油症事件を契機に、PCBの有害性が社会問題となった。昭和47年には通商産業省（当時）の指導で製造が中止となり、昭和49年には「化学物質の審査及び製造の規制に関する法律」（以下「化審法」という。）の施行により、その製造・輸入・使用が事実上禁止となったが、その後、30年以上経過してもPCB廃棄物の処理体制は整わず、事業者のもとで長期にわたる保管が継続する中で、管理の不徹底や事業場の閉鎖などによるPCB廃棄物の紛失が続いたため、環境汚染の進行が懸念されるようになった。

このような状況の中、平成13年7月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「PCB特別措置法」という。）が制定され、届出や保管事業者の責務をはじめPCB廃棄物の処分期間を平成28年7月までとすることが定められた。PCB特別措置法の規定に基づき、国は平成15年4月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（以下「処理基本計画」という。）を、市は平成17年3月に「大阪市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（以下「大阪市PCB廃棄物処理計画」という。）を策定し、市は市域のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理に取り組んでいる。また、環境事業団（現 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。））に事業を承継の拠点的な広域処理施設の整備により進められた平成16年の北九州事業に続き、豊田事業（平成17年）、東京事業（平成17年）、大阪事業（平成18年）、北海道事業（平成20年）で化学処理方式によるPCB廃棄物（蛍光灯用安定器など一部のPCB廃棄物を除く。）の処理が開始されたが、世界でも類を見ない処理方式であったことから、作業者に係る安全対策や処理開始後に明らかとなった課題への対応を余儀なくされ、その結果処理に遅れが生じ、期間内に処理事業を完了することが難しい状況となった。

平成23年10月に国は「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」を設置し、施行から10年が経過したPCB特別措置法や今後の処理体制について見直しが行われ、平成24年12月にPCB特別措置法施行令の改正が行われ、低濃度PCB廃棄物を含むPCB廃棄物の処分期間が平成28年7月から令和9年3月に延長された。

平成26年6月にJESCOでの処理効率を向上させ、全国的な視野で早期適正処理を図るために、国の処理基本計画が変更され、高濃度PCB廃棄物について、保管事業者がJESCOに対し、処分委託を行う期限として、計画的処理完了期限が設けられ、近畿エリアは令和4年3月末までとされた。また、JESCOの事業対象地域を越えてPCB廃棄物の処理を行うことなどが新たに追加された。なお、この際、拠点的広域処理施設が立地する地方公共団体に対して、国から検討要請が行われ、立地する地元市や住民等の多大なる理解・協力のもとに要請の受入れが行われた。処理基本計画の変更に伴い、平成27年12月に大阪市PCB廃棄物処理計画を変更したところである。

さらに、処分期間内に一日でも早く確実に処理を完了するため、平成28年5月にPCB特別措置法が改正公布され、また、電気事業法に基づく経済産業省令も改正されたことから、これら関係法令等の改正を踏まえ、平成28年7月には国の処理基本計画が変更された。

この法改正及び処理基本計画の変更に即して、平成30年3月にPCB特別措置法第7条に基づき大阪市PCB廃棄物処理基本計画を変更した。

PCB含有塗膜、感圧複写紙、汚泥をはじめとする可燃性汚染物等については、PCB濃度が5,000mg/kgを超え、

100,000mg/kg 程度のものが存在すること、また、現在実施されているPCB含有塗膜の調査が進展することにより、今後もさらに増加していく可能性があることから、国は令和元年12月に関係法令を改正し、PCB濃度が5,000mg/kgを超え100,000mg/kg以下の可燃性の汚染物等を低濃度PCB廃棄物として、無害化処理認定施設の処理対象に追加した。また、この改正に伴い、処理基本計画を変更した。

また、通常のPCB廃棄物の処理に比べて手間、時間を要するものへの対応や、計画的処理完了期限以後に新たに発見された場合の対応が必要となってくることから、令和3年9月に環境大臣から拠点広域処理施設が立地する地方公共団体に対し、事業終了準備期間を活用して処理を実施すること及び北九州事業エリアにおいて事業終了後に発見された大型変圧器及びコンデンサー等について、大阪事業及び豊田事業において処理を行うことについて検討要請が行われ、JESCO大阪PCB処理事業所が立地する本市において住民等の多大なる理解・協力のもとに要請を受け入れた結果、令和4年5月に国の処理基本計画が変更された。

このため、処理基本計画の変更在即して、PCB特別措置法第7条に基づき大阪市PCB廃棄物処理計画を変更することとした。

第1章 計画の目的と基本方針等

1 目的

この計画は、PCB特別措置法第7条の規定により、国の処理基本計画に基づき、市域にある全てのPCB廃棄物及び使用製品を処分期間内に確実にかつ適正に処理できるよう、PCB廃棄物及び使用製品の処理を総合的かつ計画的に実施し、推進を図ることを目的とする。

2 基本方針

PCB廃棄物による環境汚染を防止し、住民の健康保護及び生活環境の保全を図るため、次の事項を基本方針として、PCB廃棄物及び使用製品の適正処理を推進する。

(1) 全ての高濃度PCB廃棄物及び使用製品^{*}を、確実にかつ適正に処分又は廃棄するための取組を継続し、事業終了準備期間において1日でも早く処理対象物の処理を完遂する。

また、低濃度PCB廃棄物及び使用製品について、処分期間内に確実に処理又はPCB除去を完了するための取組を行うこととする。

表1 大阪PCB処理事業所における処分期間及び事業終了準備期間

処分期間	高濃度PCB廃棄物	令和3年3月31日まで (計画的処理完了期限：令和4年3月31日) (事業終了準備期間：令和7年3月31日)
	低濃度PCB廃棄物	令和9年3月31日まで

^{*}PCB特別措置法により、計画的処理完了期限までに廃棄されなかった高濃度PCB使用製品については、高濃度PCB廃棄物とみなされる。

(2) 安全性の確保を最優先にPCB廃棄物の処理が完了するまでの間、適正保管のための取組の徹底を図る。

(3) 国、関係地方公共団体、保管事業者及び所有事業者、処分業者、収集運搬業者、製造者等多くの関係者の連携・協力により円滑な事業の推進を図る。

3 計画期間

この計画は、PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の処分期間の末日である令和9年3月31日までの計画期間とする。

4 計画の対象

この計画は、PCB特別措置法第2条第1項に規定するPCB廃棄物及び同条第3項に規定するPCB使用製品を対象とする。

5 他の計画との関係

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5に基づき廃棄物の処理の目標を定め、市民、事業者、行政が廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処分に取り組むための規範となる計画として大阪府が策定した「大阪府循環型社会推進計画」（令和3年3月策定）との整合を図り、かつ、PCB廃棄物の確実にかつ適正な処理を総合的、計画的に推進するため、PCB特別措置法第6条に基づき政府が策定した処理基本計画（令和4年5月変更）に即して策定する。

第2章 PCB廃棄物及び使用製品の現状と処分見込量

1 保管の状況

PCB特別措置法では、PCB廃棄物とは「PCB原液、廃PCB及びPCBを含む油又はPCBが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったもの」と定義されている。廃PCB及びPCBを含む油や、PCBを含む絶縁油が封入されている変圧器・コンデンサー等の電気機器及び安定器（図1参照）の他、感圧複写紙、PCBが染み込んだウエスなどが該当し、これらを保管する事業者は、PCB特別措置法に基づき毎年PCB廃棄物の保管状況等を所管行政庁に届け出ることが義務付けられている。

PCB廃棄物保管量などは、表2のとおりである。

図1 PCB廃棄物の例



[変圧器]



[コンデンサー]



[安定器]

表2-1 高濃度PCB廃棄物の保管状況（令和3年3月末現在）

廃棄物の種類	単位	事業場数	保管量 ^(注)
変圧器	台	3	8
コンデンサー	台	324	9,535
安定器	個	433	40,327
PCBを含む廃油	kg	9	1.5
その他の機器等	台	3	4
その他	kg	41	1,597.5

注) PCB特別措置法第8条に基づく届出から集計したものであり、ドラム缶等の容器を用いる場合等により、台数や重量で計上できないものがある。

体積で計上された分については、1リットル=1kg、1m³=1,000kgとして重量に換算して集計した。

表 2-2 低濃度PCB廃棄物の保管状況（令和3年3月末現在）

廃棄物の種類	単位	事業場数	保管量 ^(注1)
変圧器類 ^(注2)	台	404	950
コンデンサー類 ^(注3)	台	225	2,120
その他機器等 ^(注4)	台	120	256

注1) PCB特別措置法第8条に基づく届出から集計したものであり、ドラム缶等の容器を用いる場合等により、台数や重量で計上できないものがある。

注2) 高圧変圧器、低圧変圧器及び柱上変圧器をいう。注3) 高圧コンデンサー及び低圧コンデンサーをいう。

注4) リアクトル、遮断器、ラジエーター等、変圧器類及びコンデンサー類を除く機器をいう。

2 所有の状況

化審法の規定により、PCBの製造及び新たな使用等が禁止されているが、PCB特別措置法第2条第3項に定めるとおり、現在も使用中のPCB使用製品を所有する事業場が存在する。

PCB使用製品の所有状況は表3のとおりである。

表 3-1 高濃度PCB使用製品の所有状況（令和3年3月末現在）

使用製品の種類	単位	事業場数	所有量 ^(注)
変圧器	台	0	0
コンデンサー	台	9	17
安定器	個	10	341
PCBを含む廃油	kg	0	0
その他の機器等	台	1	4
その他	kg	0	0

注) PCB特別措置法第8条に基づく届出から集計したものであり、ドラム缶等の容器を用いる場合等により、台数や重量で計上できないものがある。

体積で計上された分については、1リットル=1kg、1m³=1,000kgとして重量に換算して集計した。

表 3-2 低濃度PCB使用製品の所有状況（令和3年3月末現在）

使用製品の種類	単位	事業場数	使用量 ^(注1)
変圧器類 ^(注2)	台	173	473
コンデンサー類 ^(注3)	台	17	150
その他の機器等 ^(注4)	台	37	122

注1) PCB特別措置法第8条に基づく届出から集計したものであり、ドラム缶等の容器を用いる場合等により、台数や重量で計上できないものがある。

注2) 高圧変圧器及び低圧変圧器等をいう。

注3) 高圧コンデンサー及び低圧コンデンサーをいう。

注4) リアクトル、遮断器、ラジエーター等、変圧器類及びコンデンサー類を除く機器をいう。

また、電気事業法に基づきPCB使用電気工作物の設置者により届出された令和3年3月31日時点のPCB使用電気工作物の種類別の所有量は、次のとおりである。

表 3-3 PCB使用電気工作物の所有状況（令和3年3月末現在）

PCB使用電気工作物の種類	単位	高濃度PCB使用電気工作物 所有量	低濃度PCB使用電気工作物 所有量
変圧器	台	—	562
電力用コンデンサー	台	8	12
計器用変成器	台	—	9
リアクトル	台	—	23
放電コイル	台	—	—
電圧調整器	台	—	2
整流器	台	—	1
開閉器	台	—	10
遮断器	台	—	5
中性点抵抗器	台	—	2
避雷器	台	—	—
OFケーブル	台	—	150

3 処分見込量

PCB特別措置法の処分期間及び計画的処理完了期限は使用中のPCB使用製品についても適用される。そこで、表2のPCB廃棄物保管量及び表3のPCB使用製品の所有量を合算した量(表3-3を除く)を、PCB廃棄物処分見込量とし、表4にまとめた。

表 4-1 高濃度PCB廃棄物及び使用製品の処分見込量(令和3年3月末現在)

廃棄物の種類	単位	処分見込量 ^(注)
高圧変圧器	台	8
コンデンサー	台	9,552
安定器	個	40,668
PCBを含む廃油	kg	1.5
その他の機器等	台	8
その他	kg	1,597.5

注) PCB特別措置法第8条に基づく届出から集計したものであり、ドラム缶等の容器を用いる場合等により、台数や重量で計上できないものがある。
体積で計上された分については、1リットル=1kg、1m³=1,000kgとして重量に換算して集計した。

表 4-2 低濃度PCB廃棄物及び使用製品の処分見込量(令和3年3月末現在)

廃棄物の種類	単位	処分見込量 ^(注1、2)
変圧器類 ^(注3)	台	1,423
コンデンサー類 ^(注4)	台	2,270
その他機器 ^(注5)	台	378

注1) PCB特別措置法第8条に基づく届出から集計したものであり、ドラム缶等の容器を用いる場合等により、台数や重量で計上できないものがある。

注2) 「微量PCB含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書」に基づく洗浄処理するものを含む。

注3) 高圧変圧器及び低圧変圧器等をいう。

注4) 高圧コンデンサー及び低圧コンデンサーをいう。

注5) リアクトル、遮断器、ラジエーター等、変圧器類及びコンデンサー類を除く機器をいう。

第3章 PCB廃棄物処理体制の確保

1 高濃度PCB廃棄物の処理体制

国内における高濃度PCB廃棄物は、JESCOの処理施設で処理が行われている。大阪市内を含む近畿2府4県で保管されている高濃度PCB廃棄物の処理については、表5の施設で処理を行うものとする。

表5 PCB廃棄物に係る拠点的広域処理施設の整備状況

事業者名	中間貯蔵・環境安全事業（株）		
施設名称	大阪PCB処理事業所	北九州PCB処理事業所 ^{※1}	豊田PCB処理事業所 ^{※2}
所在地	大阪市此花区北港白津	福岡県北九州市若松区響町	愛知県豊田市細谷町
処理対象物	近畿2府4県 高圧変圧器・コンデンサー ^{※3} 、廃PCB等及び小型電気機器 ^{※4} の一部	北九州事業エリア ^{※a} のほか、近畿2府4県及び豊田事業エリア ^{※b} 安定器等・汚染物 ^{※5}	豊田事業エリアの高圧変圧器・コンデンサー、廃PCB等のほか、近畿2府4県ポリプロピレン等を使用したコンデンサーの一部
	北九州事業エリア ^{※a} 大型変圧器・コンデンサー等の一部		北九州事業エリア ^{※a} 大型変圧器・コンデンサー等の一部
	豊田事業エリア ^{※b} 車載変圧器の一部及び特殊コンデンサーの一部		
	北海道事業エリア ^{※c} 特殊コンデンサーの一部		
処理方式	脱塩素化分解法 真空加熱分離法	プラズマ熔融分解法	脱塩素化分解法
処分期間	令和3年3月31日まで	令和3年3月31日まで	令和4年3月31日まで ^{※6}
計画的処理完了期限	令和4年3月31日まで	令和4年3月31日まで	令和5年3月31日まで
事業終了準備期間 ^{※7}	令和7年3月31日まで	令和6年3月31日まで	令和8年3月31日まで

※1 安定器等・汚染物の処理に係る事項のみ記載。

※2 ポリプロピレン等を使用したコンデンサーの一部の処理に係る事項のみ記載。

※3 ポリプロピレン等を使用したコンデンサーの一部を除く。

※4 概ね3キログラム以上のコンデンサー等の小型電気機器。

※5 概ね3キログラム未満のコンデンサー等の小型電気機器を含む。

※6 近畿2府4県のポリプロピレン等を使用したコンデンサーの処分期間は、令和3年3月31日まで。

※7 本計画策定時に処分見込量に含まれていない廃棄物の処理や、処理が容易でない機器の存在を勘案し、計画的処理完了期限の後に、事業終了準備期間が設けられている。

※a 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

※b 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

※c 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県

2 低濃度PCB廃棄物の処理体制

国内における低濃度PCB廃棄物は、廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可施設及び無害化処理認定施設を活用して、処分が行われている。これらの施設については、環境省のホームページにおいて公開されている。（37施設 令和4年9月5日現在）

第4章 PCB廃棄物及び使用製品の確実かつ適正な処理の推進

1 行政の役割

PCB廃棄物及び使用製品の確実かつ適正な処理が推進されるよう、次の施策を実施する。

(1) PCB廃棄物及び使用製品の掘り起こし

本市においては、平成25年度から、環境省が策定した「PCB廃棄物掘り起こし調査マニュアル」に従い、アンケート調査や事業所への訪問調査などによる掘り起こし調査を進めたことにより、令和3年3月までに約1,800の事業所から約2,400台のPCB使用機器が見つかり、本市に対して届出がなされたところである。

今後についても、PCB特別措置法第8条の規定に基づく保管状況等の届出や電気事業法電気関係報告規則に基づくPCBを絶縁油に使用する電気工作物の設置の状況に関する報告の情報を、経済産業省地方産業保安監督部と連携して相互に共有するなどして、実態把握に努めるほか、PCB廃棄物の保管事業者及びPCB使用製品の所有事業者と関係のある電気保安関係団体をはじめとした事業者団体等を通じて情報収集に努める。さらに、関係地方公共団体が協力をし、広報紙などを活用して、広くPCB廃棄物及びPCB使用製品について、市民や事業者にも周知を図るとともに、未処理の事業者及び所有事業者の把握を行うこととする。

そして、新たに判明したPCB廃棄物を保管している事業者及びPCB使用製品の所有事業者に対し、確実かつ早期に処理が行われるよう、必要な指導等を行う。

(2) PCB廃棄物処理までの間の適正保管及び早期処理の指導

① 保管事業者及び所有事業者に対し立入検査等を行い、廃棄物処理法で定める保管基準の遵守やPCB特別措置法第8条の規定に基づく保管状況等の届出の提出を指導する。その届出情報を基に未処理の事業者に対し処理体制や処分期間の周知を行い、PCB使用製品の所有事業者に対してはできるだけ早期の代替品への転換及び安全かつ確実な処理を推進する。

また、大阪市自らも率先して、その保管・所有するPCB廃棄物及び使用製品の処分委託及び廃棄の早期実行に努める。

② PCB廃棄物の紛失や破損等の事故があった場合は、警察や関係地方公共団体と連携し、事業者に対し追跡調査や支障の除去のための応急措置を講ずるよう指導するとともに、必要に応じて環境モニタリングを実施する。

③ PCB廃棄物の収集運搬業者等に対し、環境省の「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（平成23年8月改訂）」及び「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（令和元年12月策定）」（以下「収集・運搬ガイドライン」という。）並びに関係都道府県市が組織する各広域協議会（以下「広域協議会」という。）が定める指導方針の遵守を徹底する。さらに保管事業者及び収集運搬業者等に対し、PCB廃棄物の安全かつ効率的な収集運搬が行われるよう指導を行う。

④ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号）に基づく解体等の届出時や講習会等の機会を通じて、建設業者及び解体業者等に対しPCB廃棄物及び使用製品の事前点検やPCB廃棄物の譲渡禁止規定、また、処分期間などの周知啓発に努める。

(3) PCB廃棄物の収集運搬体制の確保

PCB廃棄物の円滑な処理体制を確保するため、計画的な搬入のための取組について、関係地方公共団体と相互に十分な協議及び調整を行うとともに、可能な限り協力を行う。さらに、JESCOとも十分な連絡調整を行う。

(4) 市民及び事業者の理解を深めるための方策

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するためには、市民、関係地方公共団体及び事業者の理解を得て、その協力のもとに施策を実施することが不可欠である。そこで、PCB廃棄物の性状や処理の安全性確保に関する情報、PCB廃棄物の保管及び処分の状況、JESCOへの処理に係る中小企業者への費用補助制度、並びにPCB廃棄物の適正処理に関する情報等をパンフレットやインターネット等の媒体を活用して広く提供する。

2 PCB廃棄物の保管事業者、PCB使用製品の所有事業者、収集運搬業者等及び処分業者等の役割

PCB廃棄物を一日でも早く確実かつ適正処理するため、PCB廃棄物の保管事業者、PCB使用製品の所有事業者、収集運搬業者等及び処分業者等は、それぞれ次の役割を果たすことで、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するとともに本計画の遂行に協力するものとする。

(1) 保管事業者及び所有事業者の役割

保管事業者は、廃棄物の種類、処理施設の区分に従って、確実かつ適正にPCB廃棄物を処分する必要がある。所有事業者は、確実に、そのPCB使用製品を廃棄し、又はそのPCB使用製品からPCBを除去するよう努めなければならない。また、PCB廃棄物が処理されるまでの間は、PCBの漏えい等による人の健康及び生活環境に係る被害が生じないように、廃棄物処理法で定める保管基準に従って適正に保管しなければならない。このほか、保管事業者は、次の事項を履行しなければならない。

- ① 保管事業場ごとに、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する。
- ② PCB特別措置法第8条の規定に基づく保管状況等の届出を、毎年必ず所管行政庁に提出する。
- ③ 処分委託時には、安全面から必要な措置を講ずるとともに、処分業者と十分な調整を行い計画的な処分に努める。なお、処理委託契約の締結前に収集運搬業者及び処分業者の処理状況等を確認する。
- ④ PCB廃棄物の計画的、効率的な処理を確保するため、国、本市が実施する施策に協力する。
- ⑤ PCB使用製品の所有事業者にあつては、PCB特別措置法又は電気事業法の規定に基づき、計画的かつ適正に廃棄し、一日でも早く確実かつ適正に処理する。

(2) 収集運搬業者等の役割

PCBに係る特別管理産業廃棄物収集運搬業者（以下「収集運搬業者」という。）及び自らPCB廃棄物の収集運搬を行う者は、PCB廃棄物の収集運搬が確実かつ適正に行われるよう、次の事項を履行しなければならない。

- ① 廃棄物処理法で定める特別管理産業廃棄物処理基準、収集・運搬ガイドライン並びに各広域協議会及び関係地方公共団体が定める輸送規制等を遵守する。
- ② 収集運搬時の事故等、緊急時に適切に対応するため、緊急時の措置及び連絡体制等を定めた緊急時対応

マニュアル等を整備するとともに、このマニュアルに基づき作業従事者への教育及び緊急時を想定した模擬訓練等を実施する。

- ③ 市内にはPCB廃棄物を保管している事業者やPCB使用製品の所有事業者が多数存在し、PCB廃棄物の種類も多岐にわたることから、安全かつ効率的に処理施設への搬入が行われるよう、保管事業者及び処分業者と十分な調整を行い、運搬車両ごとの運行管理を適切に行う。
- ④ PCB廃棄物の計画的、効率的な処理を確保するため、国、関係地方公共団体が実施する施策に協力する。

(3) 処分業者等の役割

PCBに係る処分業者及び自らPCB廃棄物の処分を行う者は、PCB廃棄物の処分が確実かつ適正に行われるよう、次の事項を履行しなければならない。

- ① 処理施設の整備及び稼働に際しては、廃棄物処理法で定める処理施設の技術上の基準及び維持管理の技術上の基準を遵守するとともに、廃棄物処理法で定める処分の基準を遵守する。
- ② 安全性の観点から、定期的に処理施設を点検整備する。
- ③ 処分業者は、PCB廃棄物が廃棄物の種類、処理施設の区分に従って、確実かつ適正に処理ができるよう、受入基準及び受入計画を定め、保管事業者及び収集運搬業者と十分な調整を行い、計画的な処分を行う。
- ④ PCB廃棄物の搬入及び処分の状況並びに排出モニタリング結果等、PCB廃棄物の処理に関する情報の公開を積極的に行い、PCB廃棄物の処理についての理解と信頼を得るように努める。
- ⑤ 緊急時に適切に対応するため、緊急時の措置及び連絡体制等を定めた緊急時対応マニュアル等を整備するとともに、このマニュアルに基づき作業従事者への教育及び緊急時を想定した模擬訓練等を実施する。
- ⑥ PCB廃棄物については、事業者において長期間の保管が継続してきたことから、破産等により継続的な保管場所の確保ができなくなったもの及び容器の破損等により生活環境保全上の支障が生ずるおそれのあるものについて、所管行政庁から早急に処理するよう要請があった場合は、速やかに処理できるように協力する。
- ⑦ PCB廃棄物の計画的、効率的な処理を確保するため、国、所管行政庁が実施する施策に協力する。

3 JESCO大阪PCB処理事業所におけるPCB廃棄物の適正処理の推進

(1) 処理施設の安全性の確保

処理施設の稼働にあたっては、本市の指導事項に十分留意のうえ、安全性と環境保全の確保に万全を期すものとし、操業状況等について、近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会に設置した「大阪PCB廃棄物処理事業監視部会（事務局：大阪市）」（以下「監視部会」という。）に報告し、安全性の確認を行うこととする。

本市はPCB廃棄物の処理が安全操業のもとで、確実かつ適正に行われていることを確認するため、随時、立入調査を実施する。

(2) 処理施設の環境監視

処理施設の稼働にあたっては、事業実施主体の責任で、適正に処理を行っていることの確認を行わなければならない。このため、施設の稼働に伴うモニタリングについては、JESCOが定めたモニタリング計画に従い、オンラインモニタリング（自動サンプリング、自動分析）により排気中のPCB濃度を常時確認するほか、定期的に公定法による排気中などのPCB濃度等の確認（排出源モニタリング）と施設の稼働に伴う周辺の生

活環境への影響の確認（環境モニタリング）を行うものとする。これらの結果については、監視部会に報告し安全性の確認を行う。

なお、本市では周辺的生活環境への影響の確認を行うため、大気に係る環境モニタリングを行い監視部会に報告を行う。

(3) 収集運搬の体制

① 効率的な収集運搬

PCB廃棄物の収集運搬においては、計画的な処理を確保するため適正な搬入管理を行うとともに、市民の生活環境への影響を抑制するためにも効率的な収集運搬を行う必要があり、JESCO大阪PCB処理事業所の処理施設へのPCB廃棄物収集運搬車両の台数については、施設の処理能力を勘案して1日あたり延べ15台までとする。

② 運搬経路

PCB廃棄物の収集運搬を安全かつ確実に行うため、その運搬経路を指定することにより運行状況を把握するとともに、居住地域での運行を可能な限り回避する必要がある。このため、処理施設への搬入については、原則として、各保管事業場の最寄りの高速道路入口から阪神高速道路湾岸線を経由する経路を運行するものとする。なお、施設に近い此花区及び福島区の大部分の保管事業場については、阪神高速道路を経由せず一般道を使って搬入を行うものとする。

③ 運搬車両の運行管理

運搬中の事故等の未然防止を図るとともに、事故時の速やかな対応に資するため、運搬車両の運行状況を把握できるシステムにより運行管理を行わなければならない。

このため、市はJESCOが定める受入基準において、GPS（衛星測位システム）の活用により運搬車両の運行状況を管理するシステムを整備し、運用するようJESCO及び収集運搬業者を指導する。また、当処理施設へPCB廃棄物を搬入するために本市域内を走行する際には伴走車を配置するものとする。

(4) 情報の公開

施設内に設置されている「情報公開ルーム」で処理施設の稼働状況、PCB廃棄物の処理実績、運搬車両の運行管理状況、モニタリング調査等の情報を管理するシステムが設けられ、見学者等に公開されている。また、PCB廃棄物に係る各種情報が同社のホームページ等を通じて発信されている。

市は、これらの確実な実行を指導するとともに、同事業について、監視部会で報告・確認した内容等については、市のホームページで市民等に情報提供を行う。

(5) 関係地方公共団体との連携

PCB廃棄物及び使用製品を一日でも早く確実に処理を完了させるために、府県の境界を越えて処理されている状況に鑑み、広域的な視野に立ち、近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会に設置した「PCB廃棄物広域処理部会」や各広域協議会と連携して、円滑な処理を図るとともに、拠点的広域処理施設が立地する市として、関係地方公共団体にPCB廃棄物の安全かつ早期の処理等に係る施策に協力を求める。

4 関係者における連携・協力

未処理のPCB廃棄物及び使用製品を確実に処分又は廃棄するためには、所管行政庁や関係地方公共団体、事業者団体等すべての関係者の協力が必要であることから、関係者で保有状況の情報共有に努め、連携して対処していく。